

通年雇用を目指す季節労働者の皆様へ

## 技能講習のご案内

受講料無料!!

※一定の要件があります。

2. 受講料 をご覧下さい。

No.	講習名	定員	講習時間	講習会場	開催予定日	受講資格等
1	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習	5名	14時間	砂川市	[12/19(火)~20(水)] [1/16(火)~17(水)] [2/6(火)~7(水)] [2/20(火)~21(水)]	大特免許所有者 不整地技能講習修了者等
			38時間	北広島市	[12/16(土)~20(水)] [1/6(土)~10(水)] [1/15(月)~19(金)] [2/2(金)~6(火)] [2/10(土)~12(月・祝)と17(土)~18(日)]	
2	車両系建設機械(解体用) 運転技能講習	3名	5時間	札幌市	[12/25(月)] [1/11(木)] [1/29(月)] [2/13(火)] [2/26(月)]	車両系建設機械(整地等)技能講習修了者
3	不整地運搬車運転技能講習	5名	11時間	北広島市	[12/25(月)~26(火)] [1/11(木)~12(金)] [1/29(月)~30(火)] [2/8(木)~9(金)]	車両系建設機械(整地等)技能講習修了者等または大特免許所有者
4	フォークリフト運転技能講習	3名	11時間	砂川市	[12/21(木)~22(金)] [1/18(木)~19(金)] [2/8(木)~9(金)]	大特免許(カタピラ限定を除く)所有者等
			31時間	北広島市	[12/16(土)~17(日)と23(土)~24(日)] [1/6(土)と8(月・祝)~10(水)] [1/13(土)~14(日)と20(土)~21(日)] [1/16(火)~19(金)] [2/2(金)と4(日)~6(火)] [2/14(水)~17(土)] [2/19(月)~22(木)]	自動車運転免許所有者
5	玉掛け技能講習	7名	19時間	砂川市	[1/23(火)~25(木)] [2/27(火)~29(木)]	
6	小型移動式クレーン運転技能講習	7名	20時間	砂川市	[1/9(火)~11(木)] [2/13(火)~15(木)]	
7	高所作業車運転技能講習	3名	14時間	北広島市	[12/23(土)~24(日)] [1/12(金)~13(土)] [1/22(月)~23(火)] [2/5(月)~6(火)] [2/26(月)~27(火)]	自動車運転免許所有者
8	玉掛け安全教育(再教育)	3名	5時間	北広島市	[2/7(水)]	資格取得後、概ね5年経過者

## 1. 対象者

対象となる方の詳細については、裏面をご覧ください。(対象年齢18歳以上)

## 2. 受講料

- ・受講料は無料となりますが、交通費等の一部経費は、自己負担となります。
- ・その他、詳細な要件等につきましては協議会までお問い合わせください。



## 3. 申込方法

- ・受講を希望される方は、協議会まで直接お越しください。(電話・郵送による受付は出来ません。)
- ・原則おひとり様1講習。(No.5玉掛けとNo.6小型移動式クレーンは、セット受講が可能です。)
- ・定員に達し次第、申込受付を終了します。
- ・申込受付は12/1から開始し、締切は各講習開催日の10日前までです。

## 4. 必要事項

- ・雇用保険に係る書類(裏面記載の証明書類A~Cのいずれか1つ)、身分証(免許証等)、印鑑、その他、受講する教習所毎に必要な書類等が異なりますので受付の際に確認をお願いします。

## 5. その他

- ・諸事情により日程の変更または中止となる場合があります。
- ・開催場所は、各講習科目・講習時間により異なります。【砂川市、札幌市、北広島市を予定しています。】  
※各講習科目の開催場所等については、受付の際ご確認ください。
- ・各講習は、受講を希望する各教習会場の日程から選択が可能です。

対象となる方の  
詳細については、  
裏面をご覧ください。

## 滝川地域通年雇用促進協議会

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所 産業振興課内(4階)

☎(0125) 28-8030 ホームページ <https://takikawa-tsunen.jp>

滝川通年



# 事業の対象となる季節労働者の方



- ① 芦別市、赤平市、滝川市、新十津川町、雨竜町に住民登録があり、通年雇用化を望まれている方。
- ② 現在就労されている方で、雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方。
- ③ 現在離職されている方で、前年度(令和4年度内)において、雇用保険の被保険者種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。

※③は、令和4年4月1日以前に離職した方を除く。

## この書類を確認↓ ※証明書類が必要です。

### A 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)

### B 雇用保険特例受給資格者証

3  
この数字が  
の方

### C 雇用保険被保険者 離職票 - 1

### C 雇用保険被保険者 離職票 - 2

②に該当する方⇒ **A**

③に該当する方⇒ **B** や **C** など

現在の状況によって、管轄するハローワーク(雇用保険適用課)への確認が必要となる場合があります。不明な点がある場合、**A** については事業所、その他については協議会に問い合わせてください。